

新潟県医師養成修学資金貸与制度

【重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠）】

のご案内

< 内 容 >

- ◆ 新潟県医師養成修学資金貸与制度「重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠）」のご案内 p1～8
- ◆ 医師養成修学資金（重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠））貸与事業実施規則 p9～11
- ◆ 医師養成修学資金（重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠））貸与事業実施規程 p12～13
- ◆ 様式集（別記第1号様式～別記第9号様式）..... p14～23

（注1）この修学資金は、順天堂大学が実施する「新潟県地域枠入学試験」に合格し、入学される方が貸与の対象となります。

（注2）この修学資金の申請書類等は、順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」出願書類と一緒に提出してください。

（注3）記載用の申請書類（新潟県医師養成修学資金貸与申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式））を同封していますので、ご使用ください。

新 潟 県

公益財団法人 新潟医学振興会

令和2年度 新潟県医師養成修学資金貸与制度「重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠）」のご案内

新潟県医師養成修学資金は、将来、新潟県内の地域医療を担おうとする気概と情熱に富んだ医学生に対し、新潟県が貸与資金を拠出し、(公財)新潟医学振興会が貸与するものです。

今回、順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」(【参考】を参照)に合格し、入学される皆様に貸与する「重点コース(順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠)」修学資金貸与制度についてご案内します。

【参考】順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」出願要件(関係部分抜粋)

出身地を問わず、新潟県の地域医療に貢献する意欲を有し、かつ新潟県が設定する修学資金を受給し、卒業して医師免許取得後、新潟県が指定する医師不足医療機関等に9年間勤務(※)する意志のある者。(※ 9年間には初期臨床研修の2年間を含みます。9年間勤務することによって、修学資金の返還が全額免除されます。)

貸与額・貸与人数・貸与期間・対象者等

貸与額	月額30万円 (年額360万円 6年間貸与総額2,160万円)
貸与人数	2人(予定)
貸与期間	入学した年の4月から卒業の月まで(貸与期間は正規の修業年限に限ります。)
対象者	次の①及び②の要件を全て満たす方に貸与します。 ① 出身地を問わず、新潟県の地域医療に貢献する意欲を有し、大学を卒業して医師免許を取得した直後から、新潟県が指定する医師不足地域の医療機関等に9年間勤務することを誓約できる方 ② 順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」に合格して入学する新入生の方
所得制限	なし

申請書類等について

申請書類	修学資金貸与に必要な申請書類は、次の①及び②のとおりです。 ①「新潟県医師養成修学資金貸与申請書(第1号様式)」 ②「誓約書(第2号様式)」
保証人	修学資金貸与申請には2人の保証人が必要です。 貸与を受けようとする者が未成年の場合は、保証人のうち1人を法定代理人とし、成人である場合は、保証人のうち1人を父母兄弟又はこれに代わる方とします。

申請書類の提出方法等

提出方法等	<p>順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」出願時に、入学試験出願書類と一緒に、本修学資金の申請書類を、<u>順天堂大学医学部入試係</u>に送付してください。</p> <p>(注1) 出願方法及び書類送付先等は、順天堂大学医学部学生募集要項「新潟県地域枠入学試験」で必ずご確認ください。</p> <p>(注2) 本修学資金の申請書類は、入学試験の出願書類と一緒に、大学が指定する送付先に提出された場合のみ受け付けますのでご注意ください。</p> <p>(注3) 提出された書類は、修学資金の貸与に関する目的以外の用途には使用しません。また、提出された書類は返却しません。</p>
-------	---

貸与決定等について

選考方法	<p>順天堂大学医学部が実施する「新潟県地域枠入学試験」の二次試験における、順天堂大学が実施する面接において、本県地域医療に貢献したいという意志等を確認し、最終的に、「新潟県地域枠入学試験」の二次試験に合格した者を修学資金の被貸与者として決定します。</p>
貸与決定までのスケジュール(予定)	<p>修学資金の貸与を行う(公財)新潟医学振興会において、提出された申請書類の確認・審査等を行い、貸与決定します。スケジュール(予定)は次のとおりです。</p> <p>～2月末頃 合格者の申請書類等の審査等 (※ 必要に応じて申請書類の補正等をお願いすることがあります。)</p> <p>3月中旬頃 合格者に対する修学資金貸与申請書類受理(内示)通知</p> <p>4月上旬頃 貸与決定(貸与決定通知書等を送付)</p> <p>4月末頃 1回目の修学資金の振込(以降、毎月振込)</p> <p>(注) 上記スケジュールは、現段階の予定であり、都合により若干前後することがありますので、あらかじめご了承ください。</p>
その他留意事項	<p>修学資金貸与者を決定した場合、貸与者の決定状況(貸与決定者の大学名、性別、人数等)を公表することがありますので、あらかじめご承知おきください。</p>

修学資金の返還の免除要件等

修学生が、次の条件をすべて満たしたときは、月額貸与金の返済債務の全額を免除します。

医師免許	大学を卒業した後、2年以内に医師の免許を取得すること。																															
臨床研修	医師免許取得後、直ちに、新潟大学医歯学総合病院又はそれ以外の新潟県内の臨床研修病院で卒後臨床研修に従事すること。																															
勤務する医療機関の指定等	<p>卒後臨床研修修了後、直ちに指定する医療機関に勤務すること。</p> <p>指定する医療機関は、新潟県内の医師不足地域に所在する病院等となります（注1・注2）。ただし、救急医療の確保等特段の理由がある場合は、上記以外の医療機関を指定することがあります。</p> <p>（注1）医師不足地域とは、人口10万人当たり医師数が全国平均を下回る市町村などの地域をいいます。</p> <p>（注2）なお、義務年限に含まれるキャリア形成のための後期研修（2年間）は、原則として新潟大学医歯学総合病院又は専門研修の基幹施設で行うこととなり、医師不足地域の病院に限定されません。</p>																															
義務年限	<p style="text-align: center;">9年間（卒後臨床研修を含む）</p> <p>◎ 本コースの修学資金貸与を受けた場合の勤務（義務履行）パターン （卒業後のキャリアモデル例はQ&Aの別紙参照）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学生</th> <th colspan="9">義務履行期間 ・「新潟県地域枠」入学生の貸与期間は6年</th> </tr> <tr> <th>6年間</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修学</td> <td>卒後臨床研修 (県内・2年間)</td> <td colspan="9">指定する医療機関に勤務（1～2年毎にローテート） ※キャリア形成のための後期研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能（ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に算入されません。） ※一定の要件を満たした場合には、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 義務年限の進行の停止 義務履行期間中の出産、県外・海外研修などやむを得ない理由により指定医療機関等での勤務が困難になった場合は、事前に承認を得ることで義務年限の進行を停止することができます。この場合、停止した期間は義務履行年限には算入されません。</p>	学生	義務履行期間 ・「新潟県地域枠」入学生の貸与期間は6年									6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	修学	卒後臨床研修 (県内・2年間)	指定する医療機関に勤務（1～2年毎にローテート） ※キャリア形成のための後期研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能（ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に算入されません。） ※一定の要件を満たした場合には、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能								
学生	義務履行期間 ・「新潟県地域枠」入学生の貸与期間は6年																															
	6年間	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
修学	卒後臨床研修 (県内・2年間)	指定する医療機関に勤務（1～2年毎にローテート） ※キャリア形成のための後期研修（2年間）を含む ※大学院への進学可能（ただし、臨床に従事しない期間は義務履行期間に算入されません。） ※一定の要件を満たした場合には、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能																														
地域医療実習	<p>新潟県内で夏季休暇等を利用して行う地域医療に関する実習（2～3日間程度）に毎年（1年生～5年生まで）必ず参加すること。</p> <p>※ 大学所在地からの旅費は、県の旅費規程に基づき算定した額を、(公財)新潟医学振興会から支給します。</p>																															
本人の死亡等	修学中もしくは義務履行期間中に本人が死亡したとき、又は義務履行期間中に業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったときは、月額貸与金の返済債務の全額を免除します。																															

貸与の停止、休止及び保留等

貸与の 停止	<p>修学生が次の①から⑤のいずれかに該当したときは、以降の貸与を停止します。</p> <p>① 退学したとき。 ② 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。 ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。 ④ 規則等に定められた提出書類を正当な理由なく提出期限までに提出せず、かつ規則等の遵守が期待できないと認められるとき。 ⑤ その他、修学資金貸与の目的を達成する見込がなくなると認められるとき。</p>
貸与の 休止	<p>留年若しくは休学し、又は停学の処分を受けたときは、これに該当する期間の月分の修学資金は貸与しません。</p>
貸与の 保留	<p>正当な理由がないのに定められた書類等を提出しないときは、当該事由が解消されるまでの間、修学資金の貸与を保留します。</p>

修学資金の返還等

返還しなければなら ない場合	<p>修学生は、次のいずれかに該当したときは、貸与を受けた修学資金の全額に利息を付した額を、その事由が生じた日から1ヶ月以内に返還しなければなりません。</p> <p>① 修学資金の貸与が停止されたとき（前記「貸与の停止」参照）。 ② 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。 ③ 医師免許を取得後、定められた卒後臨床研修に従事しなかったとき。 ④ 業務外の事由により臨床研修に従事又は指定医療機関に勤務しなくなったとき。</p>
返還利息	<p>返還利息は、各月の貸与額等について、その交付を受けた日から修学資金の交付を最後に受けた日までの日数に応じ、<u>年10パーセントの割合</u>で算定した額とします。</p>
延滞利息	<p>正当な理由がなく、定める期限までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、<u>返還すべき額につき年14.5パーセントの割合</u>で算定した延滞利息が課されます。</p>
返還の 一部免除	<p>医師免許取得後、直ちに臨床研修に従事した場合において、その後、<u>義務の履行期間を満了する前に、指定医療機関等に勤務しなくなったときは、修学資金の返還の債務（利息の返還債務を含む。）の一部を免除</u>することができます。</p> <p>（返還を免除できる額は、次のように計算します。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{「返還免除額」} = \text{「返還総額」} \times \left(\frac{\text{「従事勤務期間」}}{\text{「義務履行期間」}} \right)$ </div>

Q&A（重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠））

Q1 地域枠学生は、他の学生と違う教育を受けるのですか？

A1 順天堂大学では、全ての授業、実習について全く同じ内容を学習します。それとは別に、順天堂大学の地域枠の学生が合同で春休みと夏休みに数日間、地域枠学生カリキュラムによる病院実習を行います。

また、毎年8月に2～3日間、新潟県内で行われる新潟大学地域枠の学生や自治医科大学の学生等と合同の夏季実習に参加します。内容としては、病院実習やグループワークなど地域医療を体験するとともに学生同士の交流を深める場となります。

Q2 卒後2年間の臨床研修はどこで行うのですか？

A2 新潟大学医歯学総合病院又は新潟県内の基幹型臨床研修病院で行うこととなります。研修プログラムは自由選択であり、他の医学生同様に、医師臨床研修マッチングに参加していただきます。

Q3 臨床研修修了後の指定医療機関とは、どのような医療機関ですか？

A3 新潟県内の医師不足地域に所在する病院から県が指定します。

なお、医師不足地域とは、人口10万人当たり医師数が全国平均を下回る市町村などの地域をいいます。

Q4 指定医療機関には、診療所は含まれますか？

A4 卒後7～9年目においては、地域の中核病院に勤務しながら、週1回程度、診療所等で勤務するケースも想定されます。

Q5 義務履行期間（指定勤務期間）の勤務については、どのようなイメージになりますか？

A5 別紙のモデル例のようなイメージになります。

一定の要件を満たした場合には、義務履行期間内で大学教員や行政医として就業することも可能です。

Q6 診療科の選択に制限はありますか？

A6 返還免除の条件としては、皆さんが将来目指す診療科について特に制限は設けていません。

ただし、どの診療科に進むにしても、臨床研修修了後2年間は、地域医療を主体とした医療に従事してもらうこととなります（希望診療科への入局自体は可能です）。その後、卒後5年目からは、希望する診療科の医師として大学等で研修（2年間）を積み、残りの義務年限の期間をその診療科の医師として地域の指定医療機関で勤務することとなります。

Q7 専門医にはなれますか？

A7 専門医を取得する課程は診療科によって多少異なりますが、卒業後5年目から2年間は、大学等の専門研修基幹施設で研修ができますし、その後も地域で各診療科医師として勤務しますので、9年間の義務年限中に取得することは可能です。

Q8 大学院への進学は可能ですか？

A8 可能です。大学院の期間は通常4年になりますが、臨床を離れ実験等の研究に専念する期間については、義務の履行を一旦停止し、後に延ばすことで研究期間を取れますし、臨床を行いながらできる期間については、義務の履行を継続しながら、大学等での研修や地域病院での勤務と併せて行うことも考えられます。

また、臨床を行いながら進学できる社会人入学の場合は、義務期間中の勤務をしながら行うことができます。

Q9 海外留学や県外研修は可能ですか？

A9 可能です。所属する医局の推薦があり、新潟医学振興会理事長が必要と認めた場合には、義務の期間を一旦停止して、海外留学等することは可能です。

Q10 結婚して出産した場合、産前・産後休暇や育児休暇はとれますか？

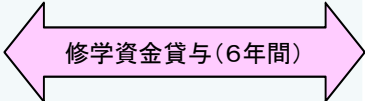
A10 産前・産後休暇については、義務年限内で取得することが可能です。

また、診療に従事せず育児に専念する育児休暇についても、義務の期間を一旦停止して取得することが可能です。

Q11 2年間の後期研修は、県外の病院で研修することも可能ですか？

A11 義務年限の9年間はあくまでも新潟県内の病院に勤務することが条件になりますので、原則として県外で後期研修を行うことは認められません。どうしても県外の病院で研修をしたい場合は、県外研修として新潟医学振興会理事長が必要と認めた場合に限り、義務の期間を一旦停止して行うことになります。

卒業後のキャリアモデル例(Q&AのA5の別紙)

年数	医学部在学年数						卒後年数（勤務指定期間9年間（貸与6年×1.5））										
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
区分							臨床研修		指定勤務 (地域医療)			後期研修 (指定勤務)			指定勤務		
想定される勤務先等	医学部医学科6年間						新潟大学医歯学総合病院又は県内の臨床研修病院		医師不足地域の病院 ※注1			原則として新潟大学医歯学総合病院又は専門研修の基幹施設 ※注2			医師不足地域の病院・診療所 ※注1		
研修内容等	1～5年生の間、修学生合同夏季実習に参加し、地域病院を体験						研修プログラムは自由選択 (ただし、3年目以降の勤務を想定した選択が望ましい)		診療科に関わらず、地域医療を主体とした医療に従事し、幅広い診療能力を養成			選択した診療科で、高度・多様な症例等を経験する後期研修			選択した診療科の医師として経験を積みながら、地域で診療能力を向上		
具体的な勤務先の決定方法							本人が選択 (医師臨床研修マッチングに参加)		県が指定 (本人ヒアリングを実施、医局入局は可)			県が指定 (医局等と相談の上、本人が選択し、県が指定)			県が指定 (本人ヒアリングを実施、医局等の意見を聴取)		

- この間、県外・海外研修や大学院進学も可能
ただし、臨床を離れる期間は義務期間に算入しない ※注3
- 大学教員や行政医としての就業は、義務期間内で可能

注1) ただし、救急医療の確保等特段の理由がある場合はこの限りではない。

なお、医師不足地域とは、人口10万人当たり医師数が全国平均を下回る市町村などの地域をいう。


注2) 「原則として」の運用については、「むやみに例外の適用を拡大しないこと」とする。「原則によりがたい」場合は個別に協議する。

注3) 育児休業・介護休業を取得した期間は義務期間に算入しないが、産前産後休暇を取得した期間は義務年限に算入する取扱いとする。

医師養成修学資金貸与規則等について

この案内に掲げる医師養成修学資金貸与制度については、本書のほか、医師養成修学資金（重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠）貸与事業実施規則及び同実施規程（以下「貸与規則等」という。）によります。

貸与規則等は、（公財）新潟医学振興会ホームページ（<http://www.niigata-mf.or.jp/>）及び新潟県ホームページ（掲載ページURL等は下表参照）からご覧いただけます。

掲載 ページ URL	<p>【URL】 https://www.ishinavi-niigata.jp/support/scholarship-system/training-scholarship/</p>	<p>【QRコード】</p> 
貸与規則等	<p>上記ページの下段「貸与規則等」に掲載されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」貸与事業実施規則（PDF ファイル） ・順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」貸与事業実施規程（PDF ファイル） ・順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」各種様式（PDF ファイル） <p>によりご確認ください。</p>	

修学資金制度についてのお問い合わせ先

修学資金制度の詳細についてのお問い合わせ先は次のとおりです。

※ 申請書類等の提出先ではありませんのでご注意ください。

○ 公益財団法人新潟医学振興会

〒951-8510 新潟県新潟市中央区旭町通1-757（新潟大学医学部内）

TEL：025-227-2176 FAX：025-225-5555

E-mail：medsinko2@med.niigata-u.ac.jp

URL：http://www.niigata-mf.or.jp/

○ 新潟県でもお問い合わせに応じていますので、お気軽にご照会ください。

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

TEL：025-285-5511（内線2583）ダイヤル：025-280-5960

FAX：025-280-5641

E-mail：ngt040290@pref.niigata.lg.jp

URL：https://www.ishinavi-niigata.jp/

医師養成修学資金（重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠））

貸与事業実施規則

平成 21 年 12 月 3 日 制 定

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

（趣旨）

第 1 条 この規則は、順天堂大学医学部が実施する「新潟県地域枠入学試験」に合格し、同大学の医学を履修する課程に入学する者であつて、将来県内の医療機関に勤務しようとする者に対して貸与する「医師養成修学資金（重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠）」（以下「修学資金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（貸与）

第 2 条 修学資金は、順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」に合格して入学する医学生を対象として、医師免許取得後、公益財団法人新潟医学振興会理事長（以下「理事長」という。）が指定する医療機関に将来勤務しようとする者に対して貸与する。

（貸与額）

第 3 条 修学資金の貸与額は、月額 30 万円とする。

（貸与期間）

第 4 条 修学資金を貸与する期間は、貸与決定の月から卒業の月までとする。ただし、正規の修業年限を超えないものとする。

（連帯保証人）

第 5 条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人 2 人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。
- 3 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年である場合には、保証人のうち 1 人を法定代理人とし、成年者である場合には、保証人のうち 1 人を父母兄弟又はこれに代る者としなければならない。

（貸与の停止、休止及び保留）

第 6 条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の貸与を停止するものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
 - (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 理事長は、修学生が留年又は休学し、又は停学の処分を受けたときは、留年又は休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から進級又は復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を

行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が進級又は復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

- 3 理事長は、修学生が正当な理由がないのに第 13 条に規定する書類等を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留し、さらに当該手続が遵守される見込みがないと認められる場合には修学資金の貸与を停止することができる。

(臨床研修)

第 7 条 修学生は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を新潟大学医歯学総合病院又はそれ以外の新潟県内の病院で受けるものとする。

(返還の債務の当然免除)

第 8 条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 大学を卒業した後 2 年以内に医師の免許を取得し、かつ医師の免許を取得した後、直ちに第 7 条に規定する臨床研修病院で臨床研修に従事し、その後医師不足が深刻なへき地等の指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に勤務し、臨床研修に従事した時点から通算して 9 年以上在職したとき。

ただし、理事長が医療機関を指定するにあたり、修学生に周産期医療、小児医療、その他知事が特に必要と認める医療に従事する意思があると認める場合は当該医療を実施している医療機関を指定することができる。

- (2) 修学中若しくは前号に規定する臨床研修期間中又は在職期間中に死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- 2 医師免許を取得した後、第 7 条に規定する臨床研修病院で臨床研修に従事する者及び前項第 1 号に規定する医療機関に勤務する者が、出産、県外研修その他やむを得ない理由により事前に理事長の承認を受けて当該指定医療機関等で勤務しなくなった後、理事長が承認した期間内に引き続いて再び当該指定医療機関等に勤務した場合にあっては、その者を、先の医療機関に勤務した期間と後の医療機関に勤務した期間とを通じ、引き続き当該指定医療機関等に勤務したものとみなして前項第 1 号の規定を適用する。

(返還及び利息)

第 9 条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が生じた日から 1 月以内に、貸与を受けた修学資金の全額と各月の貸与額についてその交付を受けた日から修学資金の交付を最後に受けた日までの日数に応じ年 10 パーセントの割合で算定した額との合計額を返還しなければならない。

- (1) 第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定により修学資金の貸与が停止されたとき。
(2) 大学を卒業した日から 2 年以内に医師免許を取得しなかつたとき。
(3) 医師免許を取得後、前条に規定する臨床研修に従事しなかつたとき。
(4) 前条の規定により返還の債務の当然免除を受ける前に業務外の事由により臨床研修に従事しなくなったとき若しくは指定医療機関での勤務をしなくなったとき。

(5) 前条第2項の規定により指定医療機関等の勤務をしなくなった者が、理事長が承認した期間を過ぎても当該医療機関の勤務に復帰しなかったとき。

(返還の債務の裁量免除)

第10条 理事長は、第8条第1項第1号に規定する場合のほか、修学生が臨床研修に従事し、又は指定医療機関に勤務した場合は、同条に規定する修学資金の債務の額に当該従事し、又は在職した期間を、第4条に規定する修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額について返還の債務（利息の返還債務を含む。）を免除することができる。

(返還の債務の履行猶予)

第11条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当し、特に必要と認めるときは、その事由の継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 臨床研修を受けているとき。
- (2) 第8条第1項第1号の規定により指定医療機関に在職しているとき。
- (3) 第8条第1項第1号に規定する義務履行期間中に第8条第2項の規定により義務履行期間を停止しているとき。
- (4) 第6条第1項の規定により修学資金の貸与を停止された後も引き続き大学に在学しているとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

(延滞利息)

第12条 修学生は、正当な理由がなく、第9条に定める期限までに貸与を受けた修学資金を返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を支払わなければならない。

(書類の提出)

第13条 修学生は、理事長の定めるところにより、学業成績書、現況報告書その他理事長の定める書類を提出しなければならない。

(関係機関との協議)

第14条 理事長は、医師養成修学資金貸与事業（以下「貸与事業」という。）の重要事項に関することについて、別に定めるところにより、関係機関との協議を行うものとする。

(負担金の徴収及び納付)

第15条 理事長は、貸与事業に要する費用に充てるため、新潟県から負担金を徴収するものとする。

2 県は、理事長からの請求に基づき、負担金を納付しなければならない。

(特別会計)

第16条 理事長は、貸与事業の経理を行うため、特別会計を設ける。

(理事長への委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成21年12月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**医師養成修学資金（重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠）
貸与事業実施規程**

平成 21 年 12 月 3 日 制 定

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

（趣旨）

第 1 条 この規程は、医師養成修学資金（重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠）貸与事業実施規則（以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与の申請及び決定）

第 2 条 規則第 2 条の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（別記第 1 号様式）及び誓約書（別記第 2 号様式）を、別に定める方法により、順天堂大学医学部を經由して、公益財団法人医学振興会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 理事長は、第 1 項の申請書を受理したときは、順天堂大学医学部が設定する面接を実施した上で、申請書類等による貸与資格確認による審査等を行い、その結果を修学資金貸与決定（不決定）通知（別記第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

（貸与の方法）

第 3 条 修学資金は、毎月当月分を貸与するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、2 月分以上を合わせて貸与することができる。

（借用証書）

第 4 条 修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）は、貸与を受けた修学資金の借用証書（別記第 4 号様式）を、連帯保証人と連署のうえ、貸与を終了した月の翌月末日までに理事長に提出しなければならない。

（返還免除の申請及び決定）

第 5 条 規則第 8 条第 1 項又は第 10 条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書（別記第 5 号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還債務免除決定通知（別記第 6 号様式）により申請者に通知するものとする。

（返還猶予の申請及び決定）

第 6 条 規則第 11 条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第 7 号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還猶予決定通知（別記第 8 号様式）により申請者に通知するものとする。

（書類の提出及び届出）

第 7 条 修学生は、大学に在学している間、毎年 4 月の第 2 月曜日までに学業成績表及び現況報告書（別記第 9 号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定のほか、修学生又はその連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 修学生が休学、退学、復学又は転学したとき。
- (2) 修学生が停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 修学生が死亡し、又は学業に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 修学生が医師の免許を取得したとき。

(5) 修学生が氏名又は住所を変更したとき。

(6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき又は連帯保証人が死亡し、破産の宣告を受け、若しくは禁治産の宣告を受けたとき。

(規則で定める提出書類等)

第8条 規則第6条第3項において規則第13条に規定する書類等とは、この規程の第4条、第5条、第6条、第7条に掲げる書類、および第9条により理事長が別に定める提出書類等をいう。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記第1号様式

新潟県医師養成修学資金貸与申請書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会
理事長 様

申請者 本籍地

写真貼付欄
4 cm × 3 cm
帽子やサングラス
等着用の写真及び
スナップ写真等は
不可。最近3ヶ月
以内に撮影された
証明写真を全面糊
付の上貼付する。

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日

年 月 日生

性 別

男 ・ 女

電話番号

下記のとおり新潟県医師養成修学資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申請します。

申請区分 (貸与受けたい修学資金のコース)		重点コース (順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠)					
所 属	大 学 名	順天堂大学			所 在 地	東京都文京区本郷2-1-1	
	学 部	医学部					
	入学年月日	年 月 日			卒業見込年月	年 月	
学 歴	高等学校等	年 月					
		年 月					
	高等学校等以降	年 月					
		年 月					
家 族 状 況	続柄	氏名	性別	居 住 地	職業 (勤務先)	年収(円)	
保証人	上記の者が新潟県医師養成修学資金の貸与を受けましたうへは、その連帯保証人となり、医師養成修学資金 (重点コース (順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠)) 貸与事業実施規則及び同実施規程に従い、誠実に債務を履行することを保証します。						
	住 所						
	氏 名						印
	生年月日	年 月 日生			年 月 日生		
	職 業						
	本人との続柄						

誓 約 書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

本 人 住 所

氏 名 ㊟

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名 ㊟

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名 ㊟

私は、新潟県医師養成修学資金（重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠））の貸与を受けるにつきましては、医師養成修学資金（重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠））貸与事業実施規則及び同実施規程を守り、大学を卒業後は2年以内に医師免許を取得し、直ちに新潟大学医歯学総合病院又はそれ以外の新潟県内の医師臨床研修指定病院で臨床研修に従事するとともに、臨床研修修了後は直ちに指定する医療機関に勤務し、臨床研修に従事したときから通算して9年間勤務することを誓います。

なお、前記実施規則及び実施規程の規定により貸与を受けた修学資金の返還事由を生じたときは、その日から1月以内に確実に修学資金及びその利息を返還します。

第 号

年 月 日

様

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 印

修学資金貸与決定(不決定)通知

年 月 日付けで申請のあつた医師養成修学資金の貸与について、年 月から修学資金(重点コース(順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠))を貸与する(修学資金を貸与しない)ことに決定しましたので通知します。

借 用 証 書

収入印紙

㊥

借用金額 _____ 円

新潟県医師養成修学資金として上記金額を借用しました。ついては、医師養成修学資金（重点コース（順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠））貸与事業実施規則及び同実施規程を守り、返還事由を生じたときは、その日から1月以内に確実に返還します。

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

借 受 人 住 所

氏名 ㊥

上記借受人の連帯保証人として、上記返還債務を誠実に履行させることを確約します。

年 月 日

連 帯 保 証 人 住 所

氏名 ㊥

連 帯 保 証 人 住 所

氏名 ㊥

第5号様式

新潟県医師養成修学資金

(重点コース(順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠))

返還債務免除申請書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

下記のとおり新潟県医師養成修学資金(重点コース(順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠))の返還の債務を免除願いたいので、免除理由を証明する書類を添えて申請します。

記

1 貸与を受けた修学資金の額					
2 返還債務免除申請額					
3 差引額(1-2)					
4 修学生	氏名			住所	
5 大学名	順天堂大学	学部	医学部	卒業年月日	年 月 日
6 免許番号及び取得年月日		第 号	年 月 日		
7 業務従事 の状況 (休職、停職 期間について も明記すること。)	期間	勤務先名称	職名	備考	
	年 月 日から				
	年 月 日まで				
	年 月 日から				
	年 月 日まで				
	年 月 日から				
8 免除の理由					

第 号

年 月 日

様

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 印

新潟県医師養成修学資金

(重点コース(順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠))

返還債務免除決定通知

年 月 日付けで申請のあつたこのことについて、医師養成修学資金(重点コース(順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠))貸与事業実施規則及び同実施規程に基づき、下記のとおり修学資金の返還債務を免除する(免除しない)ことに決定しましたので通知します。

記

1 修学資金貸与額	円
2 返還免除額	円
3 差引返還を要する額	円

(返還債務を免除しない理由)

新潟県医師養成修学資金

(重点コース(順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠))

返還猶予申請書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

医師養成修学資金(重点コース(順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠))貸与事業実施規則第11条の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予願いたいので申請します。

記

1 返還未済の修学資金の額

金 円

2 猶予を受けようとする期間

3 猶予を受けようとする理由

・ 猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。

第 号

年 月 日

様

公益財団法人新潟医学振興会

理事長 印

新潟県医師養成修学資金

(重点コース(順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠))

返還猶予決定通知

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、医師養成修学資金(順天堂大学医学部「新潟県地域枠入学試験」入学生枠)貸与事業実施規則第 11 条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 修学資金の返還の債務の履行を猶予する。(猶予しない。)
- 2 猶予期間は、年 月から(年 月・次の理由の継続する期間)までとする。

(猶予しない理由)

修学資金貸与者現況報告書

年 月 日

公益財団法人新潟医学振興会
理事長 様

(N O)

(修学資金) 重点コース(順天堂大学医学部「新潟
県地域枠入学試験」入学生枠)

(貸与者氏名) 印

(大学名・学部) 順天堂大学医学部

連絡先 TEL:

規程第8条第1項に基づき、下記のとおり現況を報告します。

記

貸与者現況報告（報告日現在の状況を記入し、貸与期間中毎年4月第2月曜日までに提出すること。）

報告事項	現在の状況（変更がない場合でも全項目を必ず記入すること）
現住所	〒 ー
連絡先	(電話番号)
健康状態	良好 ・ その他 ()
留年の有無	○今年4月1日時点の学年 (年生) ○留年の有無 (有 ・ 無)
休学・停学・退学の事実の有無	無 ・ 休学 ・ 停学 ・ 退学
(「有」の場合はその期間及び理由を記入すること)	期間： 年 月 日から 年 月 日まで (退学の場合、退学年月日： 年 月 日退学) (理由)

(注1) 本書は、貸与期間中の各年4月第2月曜日までに本書を提出すること。なお、本書の提出がなかった場合、提出されるまでの間、修学資金の貸与を「保留」する又は修学資金の貸与を「停止」することがあります。

(注2) 留年の有無及び休学、停学、退学の有無のいずれかに「有」がある場合又は記載のない項目がある場合等、事実確認のため、必要に応じて修学資金の貸与を「保留」すること等があります。また、留年・休学等の事実が確認できた場合は、規則等に基づき対処します。